Ark センター利用規約

第1章　　総則

第１条（本規約の適用範囲）

1　本規約は、ベスカ株式会社（以下「Vesca」といいます。）が提供する Ark（第３条に定めます。）による本サービスについて、内容、利用方法、その他の事項について規定するもので、本規約に基づく Ark による本サービスに関する契約を「Ark センター利用契約」といいます。

2　本規約は、申込者又は契約者（以下「契約者」といいます。）と Vesca との間の、Ark センター利用契約の内容を定めるとともに、その他 Ark センター利用契約に付随して締結される契約に適用されるものとします。

3　本規約の他に Vesca が別途定める細則等は、それぞれ本規約の一部を構成し、全体として一つの契約として適用されるものとします。なお、本規約以前に Vesca と契約者との間で交わした合意等が存する場合、本規約が優先するものとします。

4　前項の細則、付随契約等において、本規約と別段の規定がある場合は、本規約で特に定める場合を除き、当該規定が優先されるものとします。

第２条（規約の変更）

Vesca は、一定の予告期間をもって Vesca が定める方法によって、契約者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。契約者が利用を中止せず、又は予告期間の経過後も異議を述べることなく本サービスの利用を継続したときは、かかる変更について契約者が承諾したものとみなし、以降は変更後の規約が適用されるものとします。

第３条（定義）

本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

Ark	Vesca が提供する、クレジットカード等の決済、その他サービスに関するプラットフォームの総称。
Ark 決済センター	Vesca が開発した、クレジットカード等の各種決済機能を専用の処理サーバーに集約し、Ark 端末等からインターネット回線等を経由し利用できるセンター。 クレジットカードなどの決済情報を蓄積し、契約者に取引情報を還元する機能を有する。
Ark 端末	契約者が本サービスの利用に際し、本サービスに関する設備にアクセスするため、Vesca が指定した機器。
本サービス	Ark を通じて Vesca が提供するサービスであり、クレジットカード等決済サービス、及び Vesca が Ark を利用して提供するその他のサービス。
申込書	Ark センター利用契約の申し込み手続きのため、Vesca が定めた、Ark センター申込書、その他の書面。
クレジットカード等	商品もしくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるクレジットカード、前払式カード及び同時決済カード、その他の物又は番号、記号その他の符号。
クレジットカード等 取引	商品もしくは権利又は役務の対価として、金銭等に換えてクレジットカード等により商品等の代金を支払う取引。
クレジットカード等 決済サービス	契約者の顧客がクレジットカード等を利用して、商品もしくは権利の購入又は役務の提供を受けた場合において、契約者が本規約に従うことを条件として、Vesca が契約者に対し Ark を利用して提供するサービス。
利用カード会社	契約者と直接クレジットカード等取引に関する加盟契約を締結しており、かつ Ark が対応しているクレジットカード会社等。

クレジットカード等 中継センター	契約者に Vesca がクレジットカード等決済サービスを提供するにあたり、利用カード会社と Ark 決済センターを中継する情報処理センター。
クレジットカード等 アクワイアラー	契約者と直接クレジットカード等に関する加盟契約を締結するクレジットカード会社等。
クレジットカード等 包括加盟店	クレジットカード等アクワイアラーと包括代理加盟契約を行い、契約者の決済業務を取りまとめる事業者。
IC カード等	クレジットカード等を記録・利用するための IC チップを内蔵するカード及びスマートフォン等の電子記録媒体。
店舗	契約者が Ark 端末を設置した営業上の単位であり、同一の所在地かつ同一の種類の営業を行うもの。なお同一の営業単位である限り、複数階でも同一の店舗として扱うが、同一階であっても別の種類の営業であれば、別店舗として扱われる。

第４条（本サービスの内容）

１　本サービスの内容は、第２章以下の各章で規定します。

２　本サービスの提供区域は、日本国内とします。

３　Vesca が必要と認めた場合、予告なく本サービスの仕様を変更することができるものとします。仕様変更に伴い、Ark 端末の操作等が必要となる場合、契約者は Vesca の指示に従って必要な操作等を行うものとします。

第５条（Ark センター利用契約の申込）

１　Ark センター利用契約の申込は、Vesca が特に認めた場合を除き、本規約及び付帯する規約に基づいて、契約者が申込書に所定の事項を記載し、所定の方法で Vesca に提出することにより行うものとします。

２　Vesca は、申込時に取得した契約者の届出情報を、クレジットカード等決済サービス、その他本サービスを提供するため、及びクレジットカード等の取引の普及促進活動のため匿名化等の必要な処理を行った上で利用できるものとします。ただし、個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の定め、その他本規約２６条に則った取扱を行うものとします。

第６条（Ark センター利用契約の成立）

１　Ark センター利用契約は、前条の申込がなされた場合、クレジットカード等決済サービスについては Vesca が承諾したときに成立するものとします。なお、契約者はこの諾否について一切の異議を述べないものとします。また、申込の際に提出を受けた利用申込書その他の書面等の返却は行わないことに同意するものとします。

２　Vesca は、本規約の成立後であっても、支払い期日までにサービス利用料の振込が確認できない場合、書面（ＦＡＸ、電子メールを含みます。以下本規約において同じ。）で契約者に通知することにより、本規約の全て又は一部を解除することができるものとします。

第７条（届出情報の変更等）

契約者は、利用申込書その他の関係書類により、Vesca に届出た情報及びその他の重要事項を変更する場合、Vesca が定めた様式をもって原則として事前に（事前に届出ができない正当な理由がある場合には、届出が可能になり次第）提出するものとします。契約者がその届出を怠ったことに起因して契約者に損害等が生じたとしても、Vesca は一切の責任を負わないものとします。

第８条（本サービスの利用）

１　Vesca が第５条の利用申込を承認した場合、Vesca は Ark を利用するために必要な ID 及びパスワード等（以下「ID 等」といいます。）を契約者及びその店舗、端末ごとに付与するものとします。

２　Vesca は、前項の ID 等を Ark 端末に設定し、Vesca が指定する者（以下「端末設置会社」といいます。）が申込書に記載の契約者の店舗に Ark 端末を設置し、Vesca の指定する方法に従い Ark 決済センターの認証作業を行うことにより、本サービスの提供が開始されるものとします。

３　Vesca は、第１項により付与された ID 等を利用して本サービスの利用が行われた場合、すべて契約者による利用とみなすことができるものとし、契約者は何らの異議を述べないものとします。

第９条（クレジットカード会員データ等の安全管理）

Vesca は、本契約の業務範囲におけるクレジットカード会員データや機密の認証データ等について、アクセス、保存、処理及び送信等の取扱いについては PCI DSS の要件に従った安全管理措置を講じ、遵守するものとする。

第１０条（Ark センター利用料等）

１　契約者は、Vesca に対し、本サービスを利用する対価として、申込書記載の Ark センター利用料及びサービス導入に係る初期登録料（以下「Ark センター利用料等」といいます。）を支払うものとします。なお、当該利用料には消費税を付して支払うものとします。

２　契約者は、前項の Ark センター利用料等を、Vesca が別途指定する方法により支払うものとし、支払にかかる振込手数料その他の費用は契約者が負担するものとします。

３　Ark センター利用料は、毎月初日から末日までの月額料金として発生するものとし、月中にサービス提供が開始され、又は契約が終了した場合でも、当月分の Ark センター利用料は未利用日数に応じた減額はなされず、既払分についての払戻はしないものとします。

４　クレジットカード等の決済件数によって課金される決済処理料（トランザクション利用料）については、Vesca が毎月集計し契約者に通知するものとします。

５　Ark センター利用料等（決済処理料を含みます。）の支払期日及び当該期日における支払額は、別途 Vesca より所定の方法により通知するものとし、支払後は理由の如何を問わず、返金はされないものとします。

６　本条１項に定める Ark センター利用料等について、支払期日を経過してもなお契約者による支払いがない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として Vesca に支払うものとします。なお、当該遅延損害金の支払にかかる振込手数料その他の費用は契約者が負担するものとします。

第１１条（Ark センター利用料等の変更）

１　Vesca は、経済情勢の変化やその他の事情等により、合理的な範囲において Ark センター利用料等を変更できるものとし、契約者は当該変更についてあらかじめ承諾するものとします。

２　Vesca が Ark センター利用料等の変更を行い、これを契約者に通知（Vesca の Web サイトに表示する方法を含みます。以下同じ。）した後、３ヶ月以内に契約者が Ark センター利用を中止し、かつ Ark センター利用契約を解除しなかった場合、又は Vesca による上記通知後、契約者が本サービスを利用した場合、Vesca はいずれか早い期日をもって、契約者が当該変更に同意したものとみなすことができるものとします。

第１２条（費用）

1　契約者が本サービスを利用するに必要な電気料金、通信費等の付帯コストは全て契約者が負担するものとし、理由の如何を問わず Vesca に請求をしないものとします。

2　Ark 端末の設置、使用、保管、維持及び取り外しに係る費用は、契約者が負担するものとします。

第１３条（加盟店情報に関する保証）

1　契約者は、第５条の申込に際して、申込書に必要な事項（以下、「加盟店情報」といいます。）を記載するものとします。利用するカード会社等の回答が必要な事項その他申込書に記載を要する事項は、契約者の責任において取得の上、記載するものとします。

2　契約者は、加盟店情報が記載時点において事実と合致しており、事実と異なる内容を含まないことを保証します。

3　Vesca は、加盟店情報に基づいて本サービスを提供するものとし、契約者の故意過失にかかわらず、加盟店情報に誤りがあったことにより本サービスの提供の全部又は一部の提供がなされなかったとしても、Vesca はそれに基づく一切の責任を負わず、加盟店情報に誤りがあったことにより Vesca が損害を被った場合には、契約者に対し、その賠償を請求できるものとします。

第１４条（加盟店情報の変更）

1　契約者は、加盟店情報に変更があった場合、直ちに Vesca に申し出るものとします。

2　Vesca は、前項の変更申出後、これに応じて本サービスの内容を変更するために Vesca において合理的に必要となる期間を経過するまでは、変更前の加盟店情報に基づいて本サービスを提供するものとし、契約者は、当該取扱について異議を述べないものとします。

第１５条（Ark 端末の設置）

1　契約者は、本サービスを利用する場合、Vesca が指定する者（以下「端末設置会社」といいます。）との間で別途端末の売買及び設置に関する契約を締結するものとします。

2　端末設置会社は、前項の端末の売買及び設置に関する契約に基づき、契約者に Ark 端末を販売し設置するものとします。なお、契約者は、端末設置会社が納品に関する業務を第三者に委託することについて予め承諾するものとします。

3　Ark 端末の設置に必要なインターネット回線や電源などの設備は、契約者が自己の費用と責任で用意するものとします。

4　契約者は、契約者がサービス利用申込書によって指定した、Ark 端末設置希望日の前に、契約者の費用と責任で設置に必要な設備を用意しなければならないものとします。契約者が指定日時までに設置に必要な設備を用意していなかったことにより、同日に設置ができなかった場合でも、契約者は当該設置及び設定サービスに関する料金の支払を免れないものとし、また、その後契約者が再設置を申し込んだ場合、端末設置会社は再設置にかかった実費を契約者に請求できるものとします。

5　端末設置会社が Ark 端末を設置するために必要となる以下の事項について、契約者は、端末設置会社に協力するものとします。

（１）　端末設置会社（又はその委託先）の設置場所への入退出。

（２）　設置作業を行うにあたり必要な場所の提供。

（３）　設置作業を行うにあたり必要となる設備の無償利用、その他設置作業をおこなうにあたり、端末設置会社が特に必要と認めた事項。

第１６条（Ark 端末の使用方法）

1　契約者は、Ark 端末を、善良なる管理者の注意をもって、本規約及び端末設置会社が別途交付する Ark 端末の取扱に関する説明書等（以下「取扱説明書等」といいます。）に従って使用及び保管するものとします。

2　契約者は、Ark 端末を、契約者自らが実施する Ark を利用した取引以外に利用してはならず、Vesca の許可なく第三者に使用させ、又は譲渡・転貸・複製

等をしてはならないものとします。

3　契約者は、端末設置会社及び Vesca の事前の承認を得ることなくサービス利用申込書に記載した設置場所から、Ark 端末を移動してはならないものとします。

第１７条（Ark 端末の移設）

1　契約者は、Ark 端末を第１４条の記載に基づき設置した店舗から、他の店舗に移設する場合は、端末設置会社及び Vesca に、Vesca が定めた様式をもって事前に届け出るものとします。

2　端末の移設場所が他の店舗等の場合、契約者は端末を端末設置会社に送付し、端末設置会社及び Vesca に端末の再設定及び再設置を依頼するものとします。

3　Vesca は、再設定及び再設置の依頼を受けた場合、Vesca が定める期間内に再設定を行い、端末の再設置については、第１４条に準じるものとします。

第１８条（Ark 端末の盗難・紛失）

1　契約者は、Ark 端末の盗難や紛失が発生した際は、直ちに端末設置会社及び Vesca に、Vesca が定めた様式をもって届け出るものとします。

2　Vesca は、前項の届出を受理した場合、可能な限りすみやかに当該 Ark 端末について本サービスの利用を停止するものとします。

3　契約者は紛失後、端末が見つかった場合は、端末設置会社及び Vesca に、Vesca が定めた様式をもって届け出るもとのし、Vesca は届出を受理した場合、サービス利用の停止を解除するものとします。

4　Vesca は、当該 Ark 端末の盗難・紛失に係る届出を受理後、１ヶ月間が経過した場合、当該 Ark 端末が設置された店舗から撤去されたものとみなします。

第１９条（契約終了時の Ark 端末の処理）

契約者は、理由の如何を問わず、本規約が終了した場合、直ちに自己の費用で Ark 端末にインストールされたソフトウェア及びその複製を再現不能な状態に削除したうえで

廃棄するものとします。契約者自身による対応が困難な場合、所定の費用を支払い端末設置会社にソフトウェア及びその複製の削除等を依頼するものとします。

第２０条（POS 等会計機器との接続）

1　契約者は、自社で使用する又は使用する予定の POS 等の会計機器（以下「POS 等」といいます。）と Ark 端末を接続して利用を希望する場合（以下「POS 連携接続」といいます。）は、Vesca が定める POS 等との接続仕様に基づき接続を行うものとします。

2　契約者は、POS 連携接続を行う場合、接続する POS 等のメーカー名、機種名、機器やソフトウェアの仕様等を事前に Vesca に提示し、Vesca の確認を得るものとします。

3　Vesca は、前項に基づき確認した POS 等の仕様に該当する接続仕様書又は接続用コンポーネント及びその仕様書を契約者に提示するものとします。

4　契約者は、POS 連携接続を行う場合、前項の仕様に基づき、自己の責任において POS 等のメーカー又はソフトウェア開発会社等に Ark 端末と連携するためのソフトウェア等の開発を依頼するものとし、その費用等は契約者が負担するものとします。

5　契約者は、前項のソフトウェア等の開発を行うにあたり、Vesca による問い合わせ等のサポートを必要とする場合は、Vesca 所定のサポート費用を Vesca に支払うものとします。

6　契約者は、POS 連携接続の下で実施するクレジットカード等取引について、自己の責任で管理及び運用するものとします。POS 連携接続中に POS 等に障害等を生じたとしても Vesca は一切の責任を負わないものとします。

第２１条（業務の第三者委託）

Vesca は、本サービスの運営及び提供に関する業務の全部又は一部を、Vesca の責任において、第三者に委託することができるものとします。

第２２条（サービスレベル）

Vesca は契約者に対し、本サービスのサービス品質の基準値を設定し、サービスレベルがその基準を上回るよう努めるものとします。サービスレベル及びその条件等は第２章以下及び別紙に記載のとおりとします。

第２３条（サービス提供中断と Vesca の免責）

1　Vesca は、以下の各号に該当する場合、緊急時を除き、原則として５営業日前までに契約者に書面（FAX、電子メールを含みます。）で通知することにより、本サービスを一時的に中断することができます。

（1）　ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの保全、拡張、移行等のために必要となる本サービスに関する設備のメンテナンスを行う場合。

（2）　本サービスに関する設備と接続している外部連携先システムやクレジットカード等中継センターのメンテナンスが実施される場合。

（3）　運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ、本サービスの中断が必要と Vesca が判断した場合。

（4）　その他、Vesca が必要と認める場合。

2　Vesca は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に事前に通知することなく本サービスを一時的に中断できるものとします。

（1）　ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェア等の障害により、緊急に本サービスに関する設備のメンテナンスを実施する場合。

（2）　データセンターの障害、本サービスに関する設備と接続している外部連携先システムの障害、クレジットカード等中継センターや利用カード会社のシステム障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合。

（3）　天災、地変、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。

（4）　運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ、緊急に本サービスの中断が必要と判断した場合。

（5）　その他合理的な理由に基づき Vesca が必要と認める場合。

3　契約者は、第１項及び第２項の各号にかかわらず、契約者における Ark 端末の障害、契約者と本サービスに関する設備間の通信、又は本サービスに関する設備の保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、あらかじめ承諾するものとします。

4　契約者は、第１項及び第２項の各号の場合において、Vesca から本サービス回復のために協力を要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。

第２４条（本サービスに関する免責事項）

1　前条第１項及び第２項の各号に定める事由が生じた場合における本サービスの停止、中断、又は、クレジットカード等、IC カード等、Ark 端末、その他の通信機器及びその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害その他の本サービスに関する設備の不具合等により、契約者又は契約者の顧客、その他の第三者に損害が生じた場合であっても、契約者又は契約者の顧客、その他の第三者との間で解決するものとし、Vesca は一切の責任を負わないものとします。

2　Vesca は、契約者が誤って送信した本サービスに関する情報を受信し、当該情報に基づいて処理した結果、契約者にとって不利益な事態が生じたとしても、当該事態に対し、一切の責任を負わないものとします。

3　前各項に定めるほか、契約者の責に帰すべき事由により、契約者の顧客、その他第三者に損害が生じた場合、契約者は、自らの責任において処理するものとし、Vesca は一切の責任を負わないものとします。

4　Vesca は、契約者の操作ミスによりデータに誤りが生じたとしても、修正の責任を負わないものとします。

5　利用カード会社、クレジットカード等アクワイアラー、クレジットカード等包括加盟店等の責に帰すべき事由（法的破綻及び事実上の破綻を含みますが、これらに限りません。）により、契約者に生じた損害について、Vesca は一切の責任を負わないものとします。

6　Vesca は、利用カード会社、クレジットカード等アクワイアラー、クレジットカード等包括加盟店等との契約の維持及びサービス提供の維持に務めるものとしますが、その維持を保証するものではなく、本サービスの内容変更や本サービスの終了について一切の責任を負わないものとします。

7　Vesca に帰責性が認められる場合であっても、本サービスの利用に対し Vesca が賠償する損害は、通常生ずべき損害に限るものとし、かつ、損害の原因が生じた月に係るサービス利用料の月額の合計金額を上限とすることを契約者は承諾するものとします。

第２５条（秘密保持）

1　本規約でいう秘密情報とは、文書・口頭及び物品を問わず、本サービスの提供、利用を目的として、契約者と Vesca 間で開示された一切の情報とします（以下当該情報を開示した当事者を「開示当事者」、当該情報を受領した当事者を「受領当事者」といいます。）。ただし、秘密情報が、既に公知のものである場合、開示当事者より開示を受けた時点で受領当事者が既に正当に保有していた場合、開示当事者より開示を受けた後、受領当事者の責によらず公知となった場合は、この限りではないものとします。

2　受領当事者は、秘密情報について善良なる管理者の注意をもって秘密として管理し、本サービスの提供、利用以外の目的に使用してはならないものとします。但し、法令に基づく行政庁もしくは裁判所の命令又は要請により開示を求められた場合には、受領当事者は、開示当事者の同意なくして、秘密情報を、当該開示請求者に開示できるものとします。

第２６条（秘密情報の第三者への開示）

1　受領当事者は、事前に開示当事者の書面による同意を得なければ、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。

2　前項にかかわらず、受領当事者は、本サービスの提供、利用のため秘密情報を必要とする、自己又は親会社あるいは子会社の取締役、従業員等、弁護士、公認会計士及びファイナンシャルアドバイザーなどの受領当事者が契約している専門家（以下「受領当事者の従業員その他の者」といいます。）に対して、本サービスの遂行上必要な場合に限り、受領当事者と同様の秘密保持義務を課した上で開示することができるものとします。但し、受領当事者は、当該受領当事者の従業員その他の者が本条違反の行為をした場合、自己の違反と同様の責任を負います。

3　受領当事者は、秘密情報に係る業務を遂行する受領当事者の従業員その他の者に対し、本規約に定める秘密情報の取扱事項を十分に説明し、秘密情報の保持に関する教育を行い、当該受領当事者の従業員その他の者が離職する場合、あるいは契約が完了する場合、当該受領当事者の従業員その他の者が業務上知得した情報の秘密を保持する策を講じるものとします。

第２７条（秘密情報の複製禁止）

契約者は、Vesca が本サービスに関連して契約者に提供した書面、資料、電子データその他の情報を、Vesca の事前の承諾なく複製してはならないものとします。

第２８条（契約終了時の秘密情報の扱い）

1　受領当事者は、Ark センター利用契約が終了した場合、又は開示当事者より秘密情報の返還請求があった場合、秘密情報のうち原本を返還可能なもの及びその写しの一切を速やかに開示当事者に返還しなければならないものとします。返還不能なものについては、開示当事者の承諾を得て破棄処分を行うものとします。

2　契約者は、Ark センター利用契約終了後、秘密情報及びそれに関連して Vesca が開示したいかなる情報も、契約者自身又は第三者のために利用しないものとします。

３　第２５条、第２６条、第２７条及び本条の規定は、Ark センター利用契約が終了した後も有効とします。

第２９条（契約者の情報）

Vesca は、契約者が本サービスを利用する目的の範囲内で、契約者の情報（個人情報、秘密情報その他の情報をいいます。）を取得できるものとします。なお、秘密情報の取扱は本規約第２５条から第２７条に即して、個人情報の取扱は別途定める個人情報保護に関する規程に即して取扱うものとし、その他の情報についても、必要に応じて別途取扱規程を定めた上、取り扱うものとします。

第３０条（契約者の情報の提供及び利用）

１　第２６条にかかわらず、契約者は、Vesca が、本サービスの提供に利用するため、提携する利用カード会社、クレジットカード等アクワイアラー、クレジットカード等包括加盟店、端末設置会社、端末メーカー等に対し、秘密情報を提供することを予め同意します。但し、この場合、Vesca は開示の相手方に第２５条から第２７条までの Vesca と同等の秘密保持義務を課すものとします。

２　契約者は、本サービスを利用した場合と否とを問わず、秘密情報及び契約者が Ark 端末を使用して行った全ての取引に関する売上金額等の情報について、Vesca が、秘密情報として、又は情報の匿名化などの処理の上、ビッグデータとしての活用、販売促進その他の本サービス以外の事業にも利用することを承諾するものとします。但し、Vesca は提携する事業者に対し、当該事業者が、情報を秘密情報として受領する場合は、第２５条から第２７条までの Vesca の義務と同様の秘密保持義務を課すものとします。

３　契約者は、Vesca と包括加盟店、端末設置会社がそれぞれ契約者に対して保有する債権の支払状況（延滞情報等を含む）について、必要に応じて相互に情報を提供し、共有することをあらかじめ同意するものとします。

４　契約者は、前項により Vesca と包括加盟店、端末設置会社が相互に提供を受けた情報を参考に、それぞれが提供するサービスや役務の停止、契約の解除を行うことについて、予め同意するものとします。

第３１条（反社会的勢力の排除）

１　契約の当事者は、それぞれが Ark センター利用契約締結日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、又はテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

（１）　暴力団員等又はテロリスト等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（２）　暴力団員等又はテロリスト等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）　自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持つなど、不当に暴力団員等又はテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。

（４）　暴力団員等又はテロリスト等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）　役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等又はテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　契約の当事者は、それぞれが自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。

（１）　暴力的な要求行為。

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為。

（３）　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

（４）　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて Vesca の信用を毀損し、あるいは Vesca の業務を妨害する行為。

（５）　その他前各号に準ずる行為。

３　第１項に掲げた点が事実でないことが判明した場合、又は契約当事者のいずれかにおいて第１項の保証あるいは第２項に違反した場合、違反していない当事者は Ark センター利用契約を直ちに解除することができるものとします。Vesca が解除する場合、契約者は、解除によって被った損害を一切 Vesca に対し請求することはできないものとし、Vesca はこれによって被った損害の賠償を契約者に請求できるものとします。

第３２条（その他の禁止行為）

１　契約者は、以下の行為を行ってはならないものとします。

（１）　本サービスの提供又は運営に支障を与えること。(支障を与える恐れのある行為を含みます。)。

（２）　本サービスを利用する以外の目的で、Ark へのアクセスその他本サービス利用行為を行うこと、又は第三者に Ark 端末を使用させること。

（３）　本サービスを利用する以外の目的で、Ark 端末を購入し、又は貸与を受けること。

（４）　Ark 端末を分解、解析し、又は第三者に譲渡もしくは貸与すること。

（５）　Ark 端末に、Vesca の承諾を得ずに、Ark 以外の第三者の設備・プログラム等を接続・インストールすること。

（６）　Vesca が定める以外の方法で Ark 端末を利用すること。

（７）　本サービスを受ける権利を他に譲渡すること。

（８）　前各号に定める行為を第三者に行わせること。

２　契約者が前項の行為を行い、これにより Vesca に損害を与えた場合、契約者はその損害を賠償するものとします。

３　第１項各号の違反が判明した場合、Vesca は利用契約を解除し、又は契約者に対する本サービスの提供を一時的に制限することができるものとします。

第３３条（契約の解除）

１　契約者又は Vesca は、３ヶ月以上の予告期間をもって通知することにより、Ark センター利用契約を解除することができるものとします。なお、契約者が３ヶ月の予告期間を設けることなく Ark センター利用契約の解除を希望する場合、契約者は Vesca に対し３ヶ月分の Ark センター利用料相当額の金銭を支払うことにより、Ark センター利用契約を解除することができるものとします。

２　前項にかかわらず、契約者が以下の各号に該当する場合、Vesca は相当の期間を定めて催告の上、契約者に対する本サービスの提供を中止し、又は Ark センター利用契約を解除することができるものとします。

（１）　本規約に違反したとき（但し、重要な違反の場合を除きます。)。

（２）　Ark センター利用料の支払を一度でも遅延したとき、又は拒否したとき。

３　第１項にかかわらず、契約者が以下の各号に該当する場合、Vesca は契約者に対する催告を要することなく、直ちに契約者に対する本サービスの提供を中止し、又は Ark センター利用契約を解除することができるものとします。

（１）　Ark センター利用契約に関し、契約を継続しがたい重大な違反が認められるとき。

（２）　第３２条第１項（３）から（８）号のいずれかに該当したとき、その他重大な信用状態の悪化又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

４　Vesca は前項の解除とともに、契約者に損害賠償を請求することを妨げられないものとします。

第３４条（損害の賠償）

１　契約者は、本サービスの利用にあたり、故意又は過失により、Vesca に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

２　契約者が、本サービスの利用にあたり、契約者の顧客に対し損害を与えた場合又はその他紛議を生じたとしても、契約者の責任において解決するものとし、

Vesca に一切の迷惑をかけないものとします。

３　Vesca が契約者に対して負う責任は、本規約に基づく本サービスの利用に関連するものを対象とし、かつ、賠償の範囲も、本規約上別に定める場合を除き、契約者が Vesca に対して直近１年間に支払った対価の額を上限とします。販売された Ark 端末その他契約者のシステム等の購入、設置、設定、カスタマイズ、運用その他の作業にかかる責任は、別途当事者間で締結する各契約において定められるものとします。

第３５条（Ark センター利用契約の追加申込）

契約者は、契約済みのクレジットカード等決済サービスに追加して、未契約のサービスの全部又は一部を申し込むことができるものとします。この場合、契約の申込及び成立は第５条及び第６条の規定に従うものとします。

第３６条（本サービスへの新規サービスの追加）

１　Vesca は、本サービスに新規サービスを追加して提供することができるものとします。

２　Vesca は、新規サービスを追加した場合、郵送、Vesca の Web サイト等、Vesca の定める方法により、契約者にその内容及び利用規約を通知するものとします。

３　契約者は、新規サービスを利用する場合、Vesca に対し Vesca の定める方法により申込を行うものとします。

第３７条（報告義務）

１　契約者は、以下の各号に該当する場合、直ちに Vesca に当該事項の発生について通知するものとします。

（１）　本サービスの提供に関し、提携する利用カード会社、クレジットカード等アクワイアラー、クレジットカード等包括加盟店との契約が解除になったとき。

（２）　端末設置会社との端末設置契約が解除となったとき。

（３）　差押、仮差押、仮処分又は租税公課の滞納処分を受けたとき（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合、その他信用に関係しない場合を除きます。）。

（４）　支払停止があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続き開始もしくは特別精算開始の申し立てがあったとき。

（５）　合併もしくは分割、又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき。

（６）　解散を決議したとき。

（７）　監督官庁から、営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。

（８）　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

２　前項各号のほか、Vesca は、本サービスの円滑な提供のため、必要がある場合は契約者に対し、契約者の業務内容その他の事項について開示を求めることができるものとします。

第３８条（ヘルプデスク）

Ark 端末の設置及び本サービスに関する問い合わせ先（以下「ヘルプデスク」といいます。）は、Vesca 及び端末設置会社が別途通知するとおりとします。但し、ヘルプデスクは予告なく変更することがあり、変更した場合、Vesca は、遅滞なく変更されたヘルプデスクを契約者に所定の方法で通知するものとします。

第３９条（有効期間）

Ark センター利用契約の有効期間は、契約成立の日から１年とします。但し、期間満了の３ヶ月前までに、当事者いずれかの書面による契約終了の意思表示が

ない限り、Ark センター利用契約は更に１年これを延長するものとし、以降も同様とします。

第４０条（知的財産権）

Vesca は、契約者に対し、本サービスの利用を許諾することにより、Vesca が本サービスについて保有する特許権、商標権その他の知的財産権について、本サービスを利用する目的の範囲内に限りその使用を許諾するものとします（Vesca の商標権について、契約者は、Vesca が利用を許可したロゴなど、その商標を契約者のウェブサイト等に掲示し、本サービスが利用可能であることを示す限りで使用することができるものとします。）なお契約者は、当該利用権について、第三者への再許諾、担保に入れるなど、本規約の目的の範囲外の利用はできません。

第４１条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国の法令とします。

第４２条（協議事項）

本規約に定めのない事項について、契約者と Vesca は誠意をもって協議の上解決するもの

とします。

第４３条（管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章　　クレジットカード等決済サービス関連規定

第４４条（本章の位置づけ）

本章は、本サービスのうち、クレジットカード等決済サービスに関する事項について規定するものとします。

第４５条（定義）

本章における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

オーソリゼーション	クレジットカードの加盟店がクレジットカード会社に対して、カード利用者の信用状態について確認し、取引可の場合、承認番号を得ること。
ギャザリング	オーソリゼーション処理が正常に終了したクレジットカードの取引データを、クレジットカード会社がコンピュータ上に売上データとして取り込むこと。

第４６条（サービスの提供）

１　Vesca は、契約者が本規約に基づき設置した Ark 端末と Vesca が運営する Ark 決済センターを所定の方法で接続し、以下のサービスを行うものとします。

（１）　オーソリゼージョンデータの中継サービス

Vesca は、契約者が Ark 端末を使用して実行したクレジットカード等取引に関するオーソリゼーションデータを、オンラインでクレジットカード等中継センターを通じ、利用カード会社に中継するものとします。

（２）　売上データの中継サービス

Vesca は、契約者が Ark 端末を使用して実行したクレジットカード等取引に関する売上データを、中継センターを通じ、又は直接利用カード会社にオンラインで中継するものとします。

（３）　売上データの集計、照会等のサービス

Vesca は、契約者が Ark 端末を使用して実行したクレジットカード等取引に関するデータを元に、契約者向けの Web サイト等を通じ、契約者にクレジットカード等取引情報の明細や集計情報を提供するものとします。

（４）　上記各号のサービスに関連する他の付帯サービス

その他の付帯サービスは、Vesca が契約者に別途サービス内容等を明示し、契約者と Vesca との合意に基づき Vesca が行うものとします。

２　本条のサービス内容の実施に係る事務取扱やシステム仕様等に関しては、Vesca が別途定め、必要に応じて契約者に提示する、「サービス運用規程」「サービス仕様書」及び技術資料等によるものとします。

第４７条（売上データの到着）

契約者が、Ark クレジット決済センターを経由して行ったクレジットカード等取引は、利用カード会社等との加盟店規約等の定めにかかわらず、次の方法により売上データが利用カード会社等に到着したときに、当該加盟店規約所定の売上票が到着したものとみなすものとします。

①　オーソリゼーションデータの中継サービスを利用しギャザリングによる売上処理を行う場合、オーソリゼーションの処理が正常に終了したとき。

②　オーソリゼーションデータの中継サービスを利用し承認番号を取得後、売上データの中継サービスを利用し売上処理を行う場合、売上データが利用カード会社に到着したとき。

第４８条（クレジットカード等利用者等との紛議）

本サービスを利用したクレジットカード等取引に関し、クレジットカード等利用者、契約者、利用カード会社、アクワイアラー、その他の第三者との間で何らかの紛議が生じた場合、その理由の如何を問わず、全て契約者の責任と負担において解決するものとし、クレジットカード等利用者、契約者、利用カード会社、アクワイアラー、その他の第三者との債権債務（商品等に関するものを含みますが、これらに限らないものとします。）その他の一切の事項、及びそれらに基づく紛争について、Vesca は一切関与せず、責任を負わないものとします。

第４９条（利用するクレジットカード決済等サービスの加除）

１　契約者は、クレジットカード等決済サービスの利用を開始した後、契約者が既に利用しているクレジットカード会社等以外のクレジットカード等決済サービスを追加して利用する場合、Vesca が指定する方法で申込み、Vesca の承諾を得るものとします。

２　契約者は、３ヶ月以上の予告期間をもって、書面又は Vesca 所定の方法で通知することにより、利用を開始したクレジットカード等決済サービスのうち一部又は全部について解約することが出来るものとします。この場合、すべてのクレジットカード等について解約された場合には、その時点で Vesca とのクレジットカード等決済サービスに関する Ark センター利用契約は解約されるものとみなします。

第５０条（サービスレベルの適用）

Vesca は契約者に対し、クレジットカード等決済サービスのサービス品質の基準値を設定し、サービスレベルがその基準を上回るよう務めるものとします。サービスレベル及びその条件等は別紙１「サービス品質保証に関する条件書」に記載のとおりとします。

第５１条（クレジットカード会員データ等の安全管理）

Vesca は、Ark クレジットカード等決済サービスの業務範囲におけるクレジットカード会員データや秘密の認証データ等について、アクセス、保存、処理及び送信等の取扱いに関する PCI DSS の要件に従った安全管理措置を別途講じ、これを遵守するものとします。

第５２条（本規約の優先適用及び規約に定めのない事項）

本規約に定めのないクレジットカード等決済サービスに関する事項については、クレジットカード等アクワイアラー又はクレジットカード等包括加盟店等の加盟店規約に従うものとします。